

I 概況

1 沿革

昭和42年12月1日	身体障害者福祉法第29条に規定する肢体不自由者更生施設として重度の肢体不自由者が入所し、その更生に必要な治療及び訓練を行うことを目的として、相模原市高根1丁目5番36号に設立され、定員100名、行政組織として庶務課、指導課、医務課（機能訓練係、看護係）の3課2係をもって発足する。
昭和44年7月16日	神奈川県行政組織規則の改正により庶務課を管理課に改める。
昭和48年7月1日	神奈川県行政組織規則の改正により副園長が設置される。
昭和49年8月1日	神奈川県行政組織規則の改正により管理課に管理係が設置される。
昭和50年4月1日	身体障害者福祉法第30条の4の規定による身体障害者療護施設を併設し、重度の身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させ、治療及び養護にあたる（定員80名）。また、神奈川県行政組織規則の改正により指導課に指導第一係及び指導第二係が設置される。
昭和53年7月16日	神奈川県行政組織規則の改正により指導課の指導第一係及び指導第二係が廃止され、管理課（管理係）、指導課及び医務課（機能訓練係、看護係）の3課3係に改める。
昭和56年4月1日	神奈川県立の身体障害者更生援護施設に関する条例規則の改正により、定員を肢体不自由者更生施設は100名から70名、身体障害者療護施設は80名から110名に改める。
昭和57年6月1日	神奈川県行政組織規則の改正により管理課の管理係及び医務課の機能訓練係が廃止され、管理課、指導課及び医務課（看護係）の3課1係に改める。
昭和59年12月27日	身体障害者福祉法の一部改正により、肢体不自由者更生施設を身体障害者更生施設に改める。
平成元年4月1日	神奈川県立の身体障害者更生援護施設に関する条例の改正により身体障害者更生施設が廃止され、身体障害者療護施設として統合される。神奈川県立の身体障害者更生援護施設に関する条例に関する条例施行規則の改正により、定員を180名に改める。 神奈川県行政組織規則の改正により指導課を廃止し、指導部生活第一課、生活第二課、地域訓練課を設置した。生活サービス棟の設置に伴い、地域福祉サービス事業を開始する。
平成2年4月1日	ケアセンターを設置する。
平成12年4月1日	神奈川県行政組織規則の改正により、指導部を生活支援部に、地域訓練課を地域支援課に改める。
平成15年4月1日	神奈川県立の身体障害者更生援護施設に関する条例の改正により、現在地（相模原市南区麻溝台2-4-18）に新設移転する。 神奈川県立の身体障害者更生援護施設に関する条例施行規則の改正により、定員を180名から160名に改める。
平成18年10月1日	身体障害者福祉法の改正により、障害者自立支援法に基づく旧法施設（定員152名）、生活介護事業所（定員12名）、短期入所（定員8名）に改める。
平成20年4月1日	特定旧法指定施設を廃止し、障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づく指定を受け、障害者支援施設〔施設入所支援（定員152名）、生活介護（定員164名）、及び短期入所（定員8名）〕に改める。
平成21年4月1日	神奈川県立さがみ緑風園指定障害者支援施設運営規定及び同指定短期入所事業所運営規定の改正により、定員を障害者支援〔施設入所支援事業（定員148名）、生活介護（定員160名）及び短期入所（定員12名）〕に改める。
平成25年4月1日	障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正され、同法に基づく事業所に改める。

令和2年4月1日	神奈川県立さがみ緑風園指定障害者支援施設運営規定改正により、定員を障害者支援〔施設入所支援事業（定員128名）、生活介護（定員140名）及び短期入所（定員12名）〕に改める。
令和3年4月1日	神奈川県立さがみ緑風園指定障害者支援施設運営規定改正により、定員を障害者支援〔施設入所支援事業（定員108名）、生活介護（定員120名）及び短期入所（定員12名）〕に改める。
令和3年3月31日	ケアセンターを終了する。
令和4年4月1日	神奈川県立さがみ緑風園指定障害者支援施設運営規定改正により、定員を障害者支援〔施設入所支援事業（定員88名）、生活介護（定員88名）及び短期入所（定員12名）〕に改める。
令和5年4月1日	さがみ緑風園指定障害者支援施設運営規定改正により、施設名称を「さがみ緑風園」に、定員を障害者支援〔施設入所支援事業（定員72名）、生活介護（定員72名）及び短期入所（定員8名）〕に改める。